

川崎市告示第174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和8年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画防災街区整備地区計画の決定（小田周辺地区）

2 都市計画を定める土地の区域

（1）追加する部分

川崎市 川崎区 小田1丁目、小田2丁目、小田3丁目、小田4丁目、小田5丁目、
小田6丁目、小田7丁目、浅田1丁目、浅田2丁目、浅田3丁目及び浅田4丁目地内

（2）削除する部分

なし

（3）変更する部分

なし

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課